

令和元年度 系統農業災害資金(新型コロナウイルス)のご案内について

標記資金につきまして、新型コロナウイルスの影響による農畜産物の需要・価格低下の現況を鑑み、需要回復まで時間を要することから、借入申込期間を3か月間延長いたしましたので、ご案内いたします。

《お借入れ条件》

- 対象とする災害：新型コロナウイルス感染症による直接的・間接的な被害
- ご利用いただける方：災害被害農家（正組合員）の方
- 資金使途：被害農家の農業再生産の確保および農業経営安定に資するためのいっさいの資金
- ご融資金額：500万円以内
- ご返済期間：5年以内（うち据置期間は1年以内）
- ご返済方法：営農形態にあわせた年1回・年2回・毎月返済（貯金口座からの自動引落し）
- 保証：茨城県農業信用基金協会の債務保証をご利用いただきます。
- 借入申込必要書類：借入申込書兼債務保証委託申込書
添付資料 ◎被害を証明する書類（農業被害調書など）
◎その他組合が必要とする書類（確定申告書一式など）
- 借入申込期間：令和2年3月12日から令和3年3月31日まで
- 貸付利率：**実質金利 年0.00%（保証料率0%）**
- その他：●詳しくは、お近くの支店にお問い合わせください。
●審査の結果ご希望に添えない場合がございます。
●本掲載情報は、令和2年12月30日時点のものとなります。